

大和市老人集会所の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第10号

大和市老人集会所の指定に関する規則の一部を改正する規則

大和市老人集会所の指定に関する規則（昭和53年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「20㎡」を「20平方メートル」に改め、同号エ中「、」を削り、「必要」の次に「がある」を加え、「。」を削る。

第4条第1項中「第1号様式。」及び「（第2号様式）」を削り、同条第2項中「（第3号様式）」を削る。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該集会所の所有者又は管理人が当該謝礼を受領することができない特別な事情があるとき、又はその受領を辞退したときは、この限りでない。

第6条中「（第4号様式）」を削る。

第8条中「（第5号様式）」を削る。

第9条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（様式）

第9条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市老人集会所指定申請書	第4条
第2号様式	大和市老人集会所指定承諾書	第4条
第3号様式	大和市老人集会所指定決定通知書	第4条
第4号様式	大和市老人集会所利用休止等届	第6条
第5号様式	大和市老人集会所指定解除通知書	第8条

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。